

令和5年 第2号

発行：鹿角市農業委員会

# 鹿角市 農業委員会だより



2013年 伊勢神宮式年遷宮に奉納された「田楽舞」

鹿角市八幡平の大日霊貴神社(おおひるめむちじんじゃ)に伝わる大日堂舞楽(だいにちどうぶがく)は、養老2年(718年)元正天皇の勅命により大日堂が再建された際、都から遣わされた名僧行基とともに下向した楽人(がくじん)たちにより、落慶の祝賀での舞われた舞楽が起源と言われています。昭和51年には国指定重要無形民俗文化財の指定を受け、平成21年にはユネスコの無形文化遺産に登録されました。舞楽は毎年正月2日に国土の安寧、五穀豊穰、無病息災など祈りを込め奉納されます。

当日は、本舞7つのうち、最後に奉納される「田楽舞」はだんぶり長者夫婦が農作業に励む農夫の労を慰めるための舞と言われています。日本各地に伝わる田楽舞の中でも最古のものと言われ、今日までその姿を変えずに伝えられていることは奇跡と言われています。

## 目次

|                    |   |
|--------------------|---|
| 農業委員会総会等日程／下限面積 …  | 2 |
| 鹿角市農地賃借料情報 ……………   | 3 |
| 農作業参考労働賃金表 ……………   | 4 |
| 不動産登記関係／違反転用 …………… | 5 |
| 農業者年金 ……………        | 6 |

編集・発行：鹿角市農業委員会 TEL.30-0283



農業・農村の  
「未来」をともに考えます

○発行日：毎週金曜日

○購読料：月700円、年8,400円(税込)

お申し込みは

鹿角市農業委員会事務局まで

## 令和5年度 鹿角市農業委員会総会等日程のお知らせ

令和5年4月から令和6年3月までの鹿角市農業委員会総会の日程及び申請書受付締切日は、下記のとおりとなります。

農地の売買、贈与、貸借、転用などの許可申請等をご予定の方は、受付締切日までに鹿角市農業委員会に提出をお願いします。

| 各種申請書受付締切日    | 転用等現地調査日   | 総会開催日      |
|---------------|------------|------------|
| 令和5年3月20日(月)  | 3月 28日(火)  | 4月 10日(月)  |
| 令和5年4月20日(木)  | 4月 27日(木)  | 5月 11日(木)  |
| 令和5年5月19日(金)  | 5月 26日(金)  | 6月 9日(金)   |
| 令和5年6月20日(火)  | 6月 28日(水)  | 7月 10日(月)  |
| 令和5年7月20日(木)  | 7月 28日(金)  | 8月 10日(木)  |
| 令和5年8月18日(金)  | 8月 28日(月)  | 9月 8日(金)   |
| 令和5年9月20日(水)  | 9月 28日(木)  | 10月 10日(火) |
| 令和5年10月20日(金) | 10月 27日(金) | 11月 10日(金) |
| 令和5年11月20日(月) | 11月 28日(火) | 12月 8日(金)  |
| 令和5年12月20日(水) | 12月 27日(水) | 1月 10日(水)  |
| 令和6年1月19日(金)  | 1月 26日(金)  | 2月 9日(金)   |
| 令和6年2月20日(火)  | 2月 28日(水)  | 3月 8日(金)   |
| 令和6年3月19日(火)  | 3月 27日(水)  | 4月 10日(水)  |

※ 日程が、前後する場合があります。

農地を売買、貸借、転用などするときは**許可が必要です**。  
農地を相続したら農業委員会への**届出が必要です**。

### 農地取引に係る下限面積の廃止について

多様な就農と農地利用、耕作放棄地の解消などを目的に、下限面積の設定が令和5年3月31日をもって廃止されました。このことから、鹿角市農業委員会を設定していた農地取得に必要な下限面積(10a)についても同日廃止となります。

なお、農地取得を申請する者は、これまで通り取得要件を全て満たし農業委員会の許可を得る必要があります。

農業に興味がある方は、個人・一般企業を問わず、農業委員会にお問い合わせください。

# 鹿角市賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃借料の水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

## 1 田(水稻)の部

(単位:円)

| 地 域 名        |       | 平均額   | 最高額    | 最低額   | 備 考 |
|--------------|-------|-------|--------|-------|-----|
| 八幡平          | 整 理 田 | 7,300 | 10,600 | 3,000 |     |
|              | 未整理田  | 7,500 | 10,000 | 3,500 |     |
| 尾去沢          | 整 理 田 |       |        |       | ※ 4 |
|              | 未整理田  |       |        |       |     |
| 花 輪          | 整 理 田 | 8,800 | 12,500 | 2,800 |     |
|              | 未整理田  | 9,300 | 13,900 | 4,200 |     |
| 十和田          | 整 理 田 | 8,600 | 11,000 | 5,000 |     |
|              | 未整理田  | 8,600 | 10,600 | 5,000 |     |
| (参考)<br>市内平均 | 整 理 田 | 8,200 | 11,300 | 3,600 |     |
|              | 未整理田  | 8,400 | 11,500 | 4,200 |     |

## 2 畑(普通畑、果樹、花き、牧草)の部

(単位:円)

| 地域名     | 平均額   | 最高額   | 最低額   | 備 考 |
|---------|-------|-------|-------|-----|
| 市 内 全 域 | 2,800 | 4,000 | 1,000 |     |

- ※1 賃借料を物納支給(米)している場合は、60kg当り10,600円に換算しています。
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※3 明らかに特別の事情の下で取引されたものと推測されるデータ(地区ごとの全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるもの)を除いています。
- ※4 サンプル数が少ないため金額の公表はしておりません。

賃借料はあくまで目安であり、地域の特性等を十分考慮し、当事者間の協議のうえで決定してください。

## 令和5年度 農作業参考労働賃金表

◎この料金はあくまで「参考金額」を示したものです。実際の作業料金を定める場合は地域の実情やほ場の条件等を勘案し当事者間で調整をして決めてください。

基準日:令和5年4月1日

(単位:円)

|    | 作 業 名              | 区 分         |       | 単 位     | 賃 金(税込み) | 備 考                                        |
|----|--------------------|-------------|-------|---------|----------|--------------------------------------------|
| 1  | 一 般 作 業            | 男 女 共       |       | 時給      | 853      | 春～秋作業<br>(畑、田、果樹作業)                        |
| 2  | 畑 耕 起              | 平 うち        |       | 10a     | 4,200    |                                            |
| 3  | あ ぜ 塗 り            |             |       | 100m    | 5,000    |                                            |
| 4  | 水 田 耕 起            | 整 理 田       |       | 10a     | 5,100    |                                            |
|    |                    | 未整理田        |       | 10a     | 5,700    |                                            |
| 5  | 代 か き              | 整 理 田       |       | 10a     | 5,700    |                                            |
|    |                    | 未整理田        |       | 10a     | 6,300    |                                            |
| 6  | 箱 苗 代 金            | 仕上げ苗        |       | 1箱      | 820      | 箱施用剤は別途                                    |
|    |                    | 芽出し苗        |       | 1箱      | 440      |                                            |
| 7  | 機 械 田 植 え<br>(苗なし) | 整 理 田       | 施肥なし  | 10a     | 5,700    |                                            |
|    |                    |             | 側条施肥  | 10a     | 6,800    |                                            |
|    |                    | 未整理田        | 施肥なし  | 10a     | 6,300    |                                            |
|    |                    |             | 側条施肥  | 10a     | 7,400    |                                            |
| 8  | 直 播 き 播 種          | 整 理 田       | 側条施肥  | 10a     | 5,000    |                                            |
| 9  | 肥 料 散 布            | 整 理 田       | 2種類まで | 10a     | 1,400    | 散布量200kg以下                                 |
| 10 | 動 力 噴 霧            | 整 理 田       |       | 10a     | 1,700    |                                            |
|    |                    |             |       |         | 2,200    | ブームスプレーヤー                                  |
| 11 | ラジコンヘリコプター         |             |       | 10a     | 1,500    |                                            |
| 12 | コ ン バ イ ン          | 整 理 田       |       | 10a     | 17,600   | 結束ひも実費、倒伏稲割                                |
|    |                    | 未整理田        |       | 10a     | 18,700   | 増し、運賃別払                                    |
|    |                    | ソバ、菜種、大豆    |       | 10a     | 9,700    | 刈取り                                        |
| 13 | 粃 乾 燥              | 生 粃         |       | 60kg    | 1,600    | 水分量が多い場合加算あり                               |
| 14 | ソ バ 乾 燥            |             |       | 1kg     | 70       |                                            |
| 15 | 粃 摺 り              |             |       | 60kg    | 600      |                                            |
|    |                    | 色彩選別機通過     |       | 60kg    | 740      |                                            |
| 16 | 色 彩 選 別 機          |             |       | 60kg    | 800      | 再選別の場合のみ                                   |
| 17 | 牧 草                | 刈 取         |       | 10a     | 1,800    | 刈取後、悪天候で梱包に<br>ならない場合は、別途対応。<br>転作牧草も別とする。 |
|    |                    | 刈取・反転・集草・梱包 |       | 1梱包20kg | 600      |                                            |

○5アール未満の区画圃場は未整理田としています。

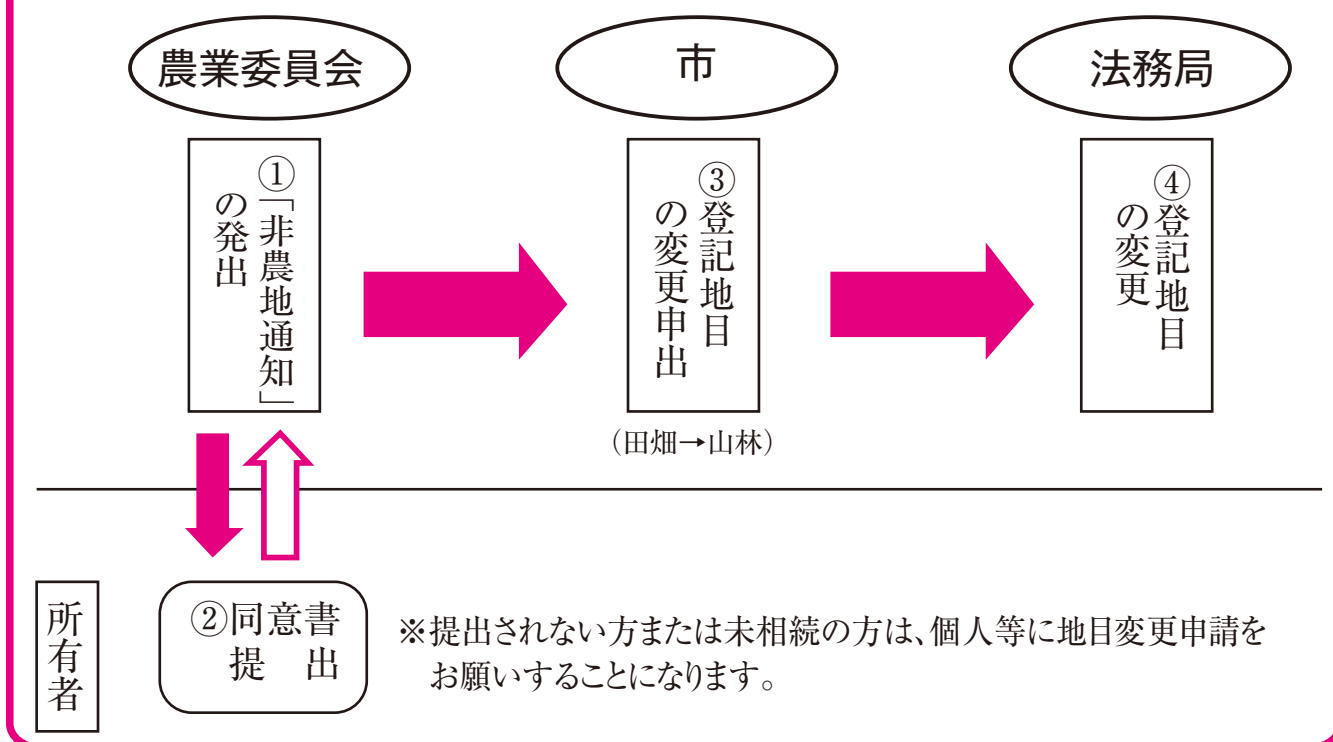
○交通費は実費払いとします。

○秋田県最低賃金の改定が予想されますので、基準日時点での「参考金額」となります。

## 非農地とした土地の地目変更登記の新たな取り扱いについて

農地パトロールにおいて、再生利用が困難(森林の様相)と判定された農地について、総会で非農地と判断された場合には、所有者の同意を得たうえで市が地目変更の登記手続きを行います。(所有者が農業委員会の承認を経て行う登記手続きも従来どおり可能です。)

### 【非農地判断を行った土地の地目変更手順】



## 相続土地国庫帰属制度の創設について

令和5年4月27日から相続などによって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させる制度が施行されます。

国庫帰属にあたり、取引要件の審査や審査手数料、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金が必要となります。

## 相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。また、令和6年4月1日に発生した相続についても、令和9年3月31日までに登記の申請を行う必要があります。

詳しくは、法務省ホームページ「[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00343.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)」をご覧ください。

## STOP違反転用

### ○農地転用とは

農地を住宅や工事などの建物敷地、資材置場、駐車場など、農地以外の用途に転用することです。  
農地を一時的に資材置場(プレハブ設置含む)などに利用する場合も転用になります。

### ○違反転用には罰則があります

許可なく転用した場合や、事業計画通りに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- ・工事の中止や現状回復などの命令

- ・罰則の適用(3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金)

(農地法第64条及び第67条 罰則)

# 農 業 者 年 金



## 特徴1 農業者なら広く加入できます！

加入資格 ★年間60日以上農業に従事する国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、20歳以上60歳未満の方  
※さらに年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

## 特徴2 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です！

★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まり、加入者・受給者数の増減の影響を受けない財政的に安定した制度です。

## 特徴3 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます！

★月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に変更できます。

## 特徴4 終身年金。80歳前に亡くなられても死亡一時金があります！

★年金は終身受け取ることができます。  
★仮に80歳到達前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取るはずであった農業者老齢年金の現在価格に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

## 特徴5 税制面で大きな優遇措置があります！

★支払った保険料は同一生計であるご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等の節税になります。

## 特徴6 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります！

★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、3割、5割のいずれかの国庫補助が最長20年間受けられます。  
★国庫補助額もご自身の年金として受け取れます。

## 農業者年金がさらに便利になりました！

### ポイント 1

### 35歳未満の方は、月額1万円から加入できます！

35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました。

### ポイント 2

### 受給開始時期の選択肢が広がりました！

※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

受給開始時期 農業者老齢年金：65歳以上75歳未満  
特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

### ポイント 3

### 加入可能年齢の上限が引き上げられました！

加入できる年齢の上限が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満まで引き上げられました。（ただし、国民年金の任意加入者であって年間60日以上農業に従事している方に限ります。）

詳しくは…

農業者年金基金

検 索

<https://www.nounen.go.jp>

